

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部予防対策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区精神障害者グループホーム開設費助成金								
根拠規定等	文京区精神障害者グループホーム開所に係る費用の助成に関する要綱								
創設年月	平成	23	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	2年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	6衛生費	1保健衛生費	4障害者総合支援事業費	7精神障害者グループホーム開設費助成	1精神障害者グループホーム開設費助成				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	精神障害者グループホーム事業開始のための費用の一部を助成することにより、グループホーム開所を促進するとともに、精神障害者の自立した生活を支援する。						
補助事業等の内容	精神障害者のためのグループホーム開所に係る費用の助成						
補助対象経費の内容	グループホーム開所にあたり、家主に支払う敷金、礼金、利用者が入居するまでの間に要した家賃、及び不動産事業者に対して支払う仲介手数料。また、交流室における備品の整備費。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額 )						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 ( 補助単価 単位 ) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 (1)家賃補助は一部屋あたり月額100千円を限度とし、最大3月分とする。(2)敷金・礼金・仲介手数料はそれぞれ家賃の2月分を限度とする。(3)(1)及び(2)の補助は最大8部屋分とする。(4)備品等の整備費については30万9千円を限度とする。						
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況	非公募						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (事業実績報告書)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由					

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	対象者の多くは区外のグループホームに入居しており、区内のグループホームは不足している状態である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想及び障害者計画に掲載されている事業であり、適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	グループホーム開所の誘致のために区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	グループホーム不足が解消されない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	B	区外のグループホーム事業者への周知が不足している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に規定する手続きにより、適正に審査した上で、決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	グループホームの確保のためには有効な方法である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	認められる。(事業開始から2件の申請があり、グループホームが開所した。)
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	認められる。(事業開始から2件の申請があり、グループホームが開所した。)
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	助成にあたっては、区内に居住している精神障害者をできるだけ入居させることを規定しており、還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区精神障害者グループホーム開所に係る費用の助成に関する要綱に基づく適正な執行により、抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	申請時の事業計画書及び清算時の事業実績報告書の確認により、合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	事業実績報告書(決算書含む)の確認により、適正である。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	0	1
決算(予算)額	1,986	349	0	1,800
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,986	349	0	1,800
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	25年度の決算額は、24年度に開設したグループホームの利用者入居までの家賃に対する補助である。 26年度は実績なし。			

### 5 課題及び今後の方向性

精神障害者グループホーム開所については、資金確保の他、物件の確保が困難であるため、家主や地域住民への理解促進および事業者への周知を図る必要がある。